

公的年金重複期間届

下記のとおり相違ありません。

届出日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

旧会員番号	
元議員氏名	
請求者氏名	㊤

1. 公的年金との重複期間の有無（重複期間がない場合は、「無」に○をつけて提出してください。）

重複期間の有無	有・無
---------	-----

2. 公的年金制度との重複期間

① 昭和49年9月1日から平成15年3月31日までの重複期間

項番	自				～	至				公的年金制度の名称	重複期間の合計	
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		年	月
1	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
2	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
3	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
4	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
5	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
6	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
7	昭和	平成			～	昭和	平成			法		
8	昭和	平成			～	昭和	平成			法		

重複期間の年月数		年		月
----------	--	---	--	---

② 平成15年4月1日から平成23年5月31日までの重複期間

項番	自				～	至				公的年金制度の名称	重複期間の合計	
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		年	月
1	平成				～	平成				法		
2	平成				～	平成				法		
3	平成				～	平成				法		
4	平成				～	平成				法		
5	平成				～	平成				法		
6	平成				～	平成				法		
7	平成				～	平成				法		
8	平成				～	平成				法		

重複期間の年月数		年		月
----------	--	---	--	---

- (留意事項) 1. 重複期間の「有」とは、議員在職中に政令で定める公的年金制度の適用を受けている期間を指し、公的年金を受給している期間ではありません。
2. 公的年金制度とは次の年金制度をいいます。
- ① 厚生年金保険法（旧公共企業体職員等共済組合を含む。）
 - ② 国の新法
 - ③ 地方公務員等共済組合法（第9章の2に限る。）
 - ④ 私立学校教職員共済法
 - ⑤ 旧農林共済法
 - ⑥ 旧船員保険法